

病弱教育における教育課程の編成と実施のための 学習環境デザインと教育制度の動向

滝川 国芳
(教育学科教育学専攻)

病気のある児童生徒に的確に対応した病弱教育における教育課程の編成と実施のために、2017年改訂学習指導要領の骨格となる考え方である学習科学、学習環境デザインを概観し、近年の病弱教育制度の動向を明らかにすることを目的とする。病院にある学校に在籍する児童生徒に加え、病気療養のためやむを得ず欠席し学習の機会を失っている児童生徒の学習保障をするために、学びが可能となる活動、空間、共同体、人工物の要素を踏まえた学習環境を新たにデザインすることが有効である。また、2018年以降は、病気療養している児童生徒が小学校・中学校等に通学しなくとも遠隔授業等によって、指導要録上出席扱いとなり、高等学校等では上限なく単位修得が可能となった教育制度の変更を踏まえた教育課程の編成と実施を期待する。

キーワード：病気療養児，教育課程，学習科学，学習環境デザイン，ICT活用

1. はじめに

日本の学校教育制度においては、特別支援学校（病弱）や小中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級を設置して、病弱・身体虚弱である児童生徒を対象に教育を行うことができる。小学校・中学校等に在籍する児童生徒が罹患し、入院治療等が必要となった際には、病院にある学校に転校して、療養しながら学校教育を受けることができる。この病院にある学校が、特別支援学校（病弱）や小中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級である。また、入院は必要がないものの、服薬等による継続した医療のもと、特別支援学校（病弱）や病弱・身体虚弱特別支援学級で学ぶ児童生徒もいる。さらに、小学校・中学校等の通常の学級に在籍する慢性疾患の児童生徒もいる。

入院中も病状や治療等によって、授業時数の制約、学習の空白や遅れ、病気に関わる不安等による学習意欲の低下、身体活動の制限、経験の不足や偏りによる社会性の未熟などの傾向が見られる。そこで、教師は、子どもが主体的で

意欲的に活動できる環境を整備し、達成感、自己効力感をもつことができるように配慮しながら教育活動を行うことが重要となる（滝川、2013）。このことから、日々の学校教育活動は、学習指導要領を踏まえた各学校で編成する教育課程に基づいて、病弱教育担当教師が様々な工夫をしながら実施されている。そこで、病気のある児童生徒の十分な教育を保障するための教育課程を編成することは、日々の学校教育活動の原点となる。

2017年の学習指導要領改訂の考え方として、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、①何ができるようになるか：新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実、②何を学ぶか：新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し、③どのように学ぶか：主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・

ラーニング」)の視点からの学習過程の改善、を掲げている(文部科学省, 2017)。このことに関連して、文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会副会長であった無藤(2019)は、改訂学習指導要領の骨格をなす考え方について、スキルと道具という従来にないものであり、自己学習の考え方が反映されているとともに、学習科学など学習環境デザインの考え方が使われている、と述べている。

文部科学省(2014)が公表した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査によると、長期欠席(年間延べ30課業日以上)した児童生徒への在籍校が行う学習指導は、小・中学校において、約半数の児童生徒に在籍校による学習指導が行われていないこと、学習指導を実施したとしても週2日以下、1日75分未満が過半数であることが明らかになった。また高等学校において、7割の生徒には在籍校による学習指導が行われていないこと、入院により転学等をした生徒のうち4割が退学していることが明らかになった。このことは、日本には病弱のある児童生徒を対象とする教育制度はあるものの、入院後に病院にある学校に転校することなく長期欠席の状態になったり、退院後に感染症予防等のため在宅療養を余儀なくされたりする病気療養児は、学習機会を失うということを示している。

2. 目的

病弱教育の対象となる病気療養を必要とする児童生徒の学習機会の確保が可能となる教育課程を編成し実施するための学習環境デザインを行うためには、その基礎となる教育制度を把握し、課題があれば教育制度改革を行わなければならない。

そこで本研究では、病気療養しながら病院にある学校に在籍している児童生徒のほか、病気療養のため学校に通学することができない児童生徒、継続的な医療を必要としながら小・中学校等への自宅通学が可能な児童生徒も含めた広義の病弱教育のための教育課程の編成と実施のために、2017年改訂学習指導要領の骨格となる

考え方である学習科学、学習環境デザインを概観し、近年の病弱教育制度の動向を明らかにすることを目的とする。

3. 病弱教育における教育課程の編成

2016年4月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行された。この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。また、この法律でいう障害とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能障害(難病に起因する障害を含む)に起因するものだけではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じる者も含まれる。このことから、学校教育において病弱教育の対象となる病気療養を必要とする児童生徒のうち、児童福祉法に規定されている小児慢性特定疾病等の児童生徒もこの法律の対象となる。従って、個々の病状に合わせた学校教育を行うことが重要であり、それを実現するための教育課程の編成が求められる。

学校の教育活動は、学習指導要領に沿って編成する教育課程によって位置づけられている。教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。教育課程の下、児童生徒の教育を担当する教員が、授業計画を立て、授業等において教育活動が営まれている。

特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼稚園・小学部・中学部)(2018)には、「特別支援学校における教育の目的や目標については、(略)教育基本法、学校教育法及び小学部・中学部学習指導要領において、一般的な定めがなされているので、各学校において、当該学校の教育目標を設定する場合には、これらを基盤と

しながら、地域や学校の実態に即した教育目標を設定する必要がある。」とある。疾患のため継続して医療や生活上の管理が必要な児童生徒を教育の対象とする特別支援学校（病弱）における教育課程の基準は、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領である。特に、各教科については、小学校、中学校、高等学校それぞれの学習指導要領の各教科に準ずるものとされている。また、自立活動の領域も必ず教育課程に位置づけられなければならない。

病気療養児の教育は、医療の進歩等によって、入院期間の短期化や短期間で入退院を繰り返す頻回化が顕著となっている傾向に対応することが求められている。そして小学校・中学校と病院にある学校との転出入を繰り返すことになる病気療養を必要とする児童生徒は、小学校や中学校等の教育課程が、可能な限り継続した教育課程を編成している病院にある学校で学ぶことによって、連続性のある学びの場を確保することができる。そこで、病気療養中であっても、病状に合わせた学校教育を行うことが重要であり、そのことを実現するための教育課程の編成が求められる。

学校における教育課程の編成は、一般的にはその年度に在籍する児童生徒の心身の発達に応じて、学校の教育目標を設定し、指導内容の組織と授業時数の配当を行う。しかしながら、病気療養を必要とする児童生徒は、年度途中で転入したり転出したりするため、「児童生徒の心身の発達に応じて」教育課程を編成することは容易ではない。そのため、在籍することが想定される児童生徒の病状や心身の発達段階を考慮して、教育課程を編成せざるを得ないのである。そこで、小学校、中学校、高等学校等に準じた教育課程の編成だけでなく、①小学校・中学校の各教科の各学年の目標及び内容を当該学年、学部よりも下学年、下学部のものに替えて編成・実施する教育課程、②小学校・中学校の各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を特別支援学校（知的障害）の各教科又は各科目の目標の一部によって替えて編成・実施

する教育課程、③各教科、道徳若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として編成・実施する教育課程、といった複数の教育課程を編成している学校が多い。

実際に転入してくる児童生徒の実態に応じて、いずれかの教育課程によって学校教育活動が展開されるのであるが、教育課程は年間の学校教育計画であるため、それぞれの児童生徒の在籍期間を考慮し、個別の指導計画により、個に応じた柔軟な教育内容、教育方法を立案することが、病弱教育の専門性として求められる。

4. 2017年学習指導要領改訂の骨格となる学習科学

森（2016）は、学習科学は学習と教育について科学的に研究する新しい学問分野であり、認知心理学、発達心理学、教育心理学、脳科学、教育学、社会学、文化人類学、教育工学など多様な学問分野を統合することによって急速に発展しつつある学術的科学である、と述べている。そして、学習科学が目指しているのは、学習を促進する認知的・社会的条件を明らかにし、研究で得られた知見を人々より深く、より効果的に学ぶことができるように学校の教室や他の学習環境を再デザインすることである、としている。三宅（2002）は、学習科学とは、よりよい教育を実現したいという社会的要請を背景にして、これまでの認知過程の研究に基づき、現実の人の学習、例えば学校教育の中で子供たちの学習を研究し、現代のテクノロジーを駆使して実効性のある教育のシステムを教育実践の中で作り上げようという研究動向であるといえるだろう、と述べている。そして、大島（2009）は、学習科学がそれまでの教授・学習研究と異なるのは、学習環境をデザインする際に多様なテクノロジーの開発を伴うという点であり、デザイン研究は、教育現場（特に学校教育）において学習者の学習活動の質を向上させるための学習環境のデザインを目的としており、そこに関わるデザイナーとしての教師、そして研究者は学習

表1 中教審第197号（第1部）において学習科学の考え方が使われていると捉えることができる文面

<p>現行学習指導要領は、各教科等において「教員が何を教えるか」という観点を中心に組み立てられており、一つ一つの学びが何のためか、どのような力を育むものかは明確ではない。このことが、各教科等の縦割りを超えた指導改善の工夫や、指導の目的を「何を知っているか」にとどまらず「何ができるようになるか」に発展させることを妨げている背景ではないかとの指摘もある。</p>	第3章, 2 (1)
<p>各教科等において何を教えるかという内容は重要ではあるが、これまで以上に、その内容を学ぶことを通じて「何ができるようになるか」を意識した指導が求められている。新しい学習指導要領等には、各学校がこうした教育課程の検討・改善や、創意工夫にあふれた指導の充実を図る。</p>	第3章, 2 (1)
<p>新しい学習指導要領等の理念を実現していくためには、学習評価の改善・充実や、必要な条件整備などを、教育課程の改善の方向性と一貫性を持って実施していくことが必要である。</p>	第3章, 2 (4)
<p>子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要である。</p>	第4章, 2 (3)
<p>今回の改訂が目指すのは、学習の内容と方法の両方を重視し、子供の学びの過程を質的に高めていくことである。単元や題材のまとまりの中で、子供たちが「何ができるようになるか」を明確にしなが、ら、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てていくことが重要になる。</p>	第4章, 2 (3)
<p>育成を目指す資質・能力に共通する要素を明らかにし、教育課程の中で計画的・体系的に育てていくことができるようにする必要がある</p>	第5章, 1
<p>子供たちに必要な資質・能力を育てていくためには、各教科等をなぜ学ぶのか、それを通じてどういった力が身に付くのかという、教科等を学ぶ本質的な意義を明確にすることが必要になる。</p>	第5章, 3
<p>各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすのが「見方・考え方」であり、教科等の教育と社会をつなぐものである。子供たちが学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせられるようにすることにこそ、教員の専門性が発揮されることが求められる。</p>	第5章, 3
<p>資質・能力の育成に当たっては、子供一人一人の興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出し、一人一人の資質・能力を高めていくことも重要となる。</p>	第5章, 6
<p>「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、(略)教員が教えることにしっかりと関わり、子供たちに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を絶えず考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。</p>	第7章, 2
<p>「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、以下の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることである。</p>	第7章, 2
<p>体験活動を通じて、様々な物事を実感を伴って理解したり、人間性を豊かにしたりしていくことも求められる。加えて、子供たちに情報技術を手段として活用できる力を育むためにも、学校において日常的にICTを活用できるような環境づくりが求められる。</p>	第7章, 3

環境のデザイン実践を通して成長する、と述べている。

2017年の学習指導要領改訂の源となる2016年12月に中央教育審議会が提出した「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第197号）」の「第1部学習指導要領等改訂の基本的な方向性」の中から、学習科学の考え方が使われていると捉えることができる文面のいくつかを表1に示す。

このように、児童生徒が、知識・技能だけでなく、思考力・判断力・表現力を身につけ、生涯にわたって学び続けるための学びに向かう力を養うために、中教審答申においては、「教育課程の検討・改善や、創意工夫にあふれた指導の充実を図る」、「教育課程の改善の方向性と一貫性を持って実施していくことが必要」、「授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要」、「授業の工夫・改善を重ねていくこと」などの文言が随所に用いられている。

このことに関連して、大島（2016）は、①学習者が自分の学びの活動の中でどのように咀嚼し、意味付けていくのかを学習過程に注目しつつ教授設計を考える必要がある、②学習者自体の自発的な活動と教授との融合を図るための多様な教材の開発や学習活動自体の設計などがさらに重要となる、と論じている。

これらのことから、2017年改訂の学習指導要領によって編成される教育課程は、編成者が学習者の学びに寄与する学習環境を設計、デザインすることが求められている。

5. 学習科学の知見に基づく学習環境デザイン

Lave, J., & Wenger, E. (1991) は、学習というものを「実践の共同体への周辺の参加から十全的参加（Full Participation）へ向けての、成員としてのアイデンティティの形成過程」としてとらえる正統的周辺参加論（Legitimate Peripheral Participation: LPP）の概念を提唱した。そして、学習は状況に「埋め込まれている」として、人間の学習は本来、共同体への実践への参加を通して、自らのアイデンティティ



図1 学習環境デザインの4要素

をつくるものである、として状況的学習論（situated learning theory）を主張した。西城（2012）は、状況的学習が成立するには「所属先」が必要であり、そこに学習者が初学者であったとしても「正統なメンバー」として扱われ、次に周辺から、しかし主体的に参加することができ、中心的存在を見習って参加の度合いを徐々に深化させていくことが、学習であるとみなす、と状況的学習論を紹介している。

R. K. Sawyer (2006) は、学習環境を「活動（Activity）」、「空間（Space）」、「共同体（Community）」、そして教材・教具を含む「人工物（Artifact）」の4つの要素で定義し、学習者が主体的に学びやすい環境を整えるために、それらを有機的に結びつけながらデザインしていく考え方であるという、学習科学の論理的知見に基づく学習環境デザイン論を提唱した（図1）。

細川（2015）は、学習環境について、学習者が経験・内省のプロセスを通して、主体的に人工物を結びつけ、学習者が知識を構成することを支援したり、方向付けたりするように人工物を配置したもの、と定義している。また、加藤・鈴木（2001）は、学習環境をデザインすることだけではなく、学習の場の社会的状況をコーディネートすることもまたデザイン活動に含まれている必要がある、と述べている。

美馬・山内（2005）は、学習環境の要素として活動、空間、共同体を表2のように解説している。

2017年改訂の学習指導要領において、学校の

表2 学習環境の要素として活動、空間、共同体

活動 (Activity) どのような活動・経験から学ぶか
<p>(1) 活動の目標が明快であること 学習者の立場に立ち、この活動はどのような目標で行われており、それが学習者にとってどのような意味があるのかがすぐに理解できることが重要である。 意味が理解できない活動に、学習者が力を注ぐことはない。</p> <p>(2) 活動そのものにおもしろさがあること わかりやすい活動でも、活動そのものが面白くないと長続きしない。面白さとは、新しい知識を生み出す面白さや、問題解決をしていくことのおもしろさを指す。</p> <p>(3) 葛藤の要素が含まれていること 学習を生み出す最大の要素は、そこに葛藤が含まれていることである。大変で苦しいが、本質的にはおもしろいという一見矛盾した感情を上手に共存させることが重要である。「困った状態をなんとかしたい」と思ったときに、学習が発生する可能性が高くなる。「つかかった状態」を起こすために、デザインを行う必要がある。</p>
空間 (Space) どのような場所・空間で学ぶか
<p>(1) 参加者全員にとって居心地のよい空間であること 心地のよさは、学習の基盤となる「私らしさ (Identity)」の発露に深く関係する。学習者が自分の居場所をして使うことができる「すみっこ」的な場所を配置したり、安心していられるような雰囲気をつくることは、空間のデザインの基本として考えておく必要がある。</p> <p>(2) 必要な情報やモノが適切なときに手に入ること 空間は、学習に必要な情報や物が配置される場所でもある。学習に行き詰まったときに、活動にヒントを与えてくれるような他者の作品や、学習の歩みを表した掲示物などがあること、作業に必要な道具や素材がいつでも手に入る空間を用意する必要がある。</p> <p>(3) 仲間とのコミュニケーションが容易に行えること 葛藤を打ち破り、新しいアイデアを生み出すためには、異質なアイデアとのやりとりが必要不可欠である。他者とのやりとりが自然発生的に起こるための重要な要素となる。</p>
共同体 (Community) どのような人とどのような関係性で学ぶか
<p>(1) 目標を共有すること 興味や関心、問題を共有し、経験を共有するのが共同体である。新しく共同体を立ち上げる場合には、何を共有しようとしているのかについて合意すると同時に、意識化していく必要がある。</p> <p>(2) 全員参加の方法を保証すること 中核的に参加するメンバーとともに周縁的ではあるが、共同体にとって重要な役割を果たすメンバーをたくさんもっていることが、共同体の力につながり、創発的な学びの基盤になる多様性を生み出すことになる。</p> <p>(3) 共同のライブラリーをつくること 共同体の多様性を維持するためには、常に新しい人が入ってくることが望まれる。新規参加者が共同体に参加する道筋の中で、共同体独自の言葉遣いや昔起こったことを学べるように、さまざまな資料を整理したり、説明したりする活動が必要になる。</p>

美馬・山内 (2005) より筆者作成

教育課程の編成と実施の際に求めている「学習者が主体的に学びやすい環境を整えること」とは、学習環境をデザインすることに他ならない。病気のある児童生徒は、病状や治療の必要性に応じて、入院療養児、在宅療養児、自宅通学可能な療養児の3つのタイプに分類することができる。病気療養のため学校に通学することができずに学習の機会を失っている児童生徒の学習保障をするために、学びが可能となる活動、空間、共同体、人工物の要素を踏まえた学習環境を新たにデザインすることが有効である。

6. 病弱教育の学習環境デザインの基礎となる教育制度の動向

(1) 病弱教育の整備・充実に関して

1994（平成6）年に当時の文部省は、我が国の病弱教育に特化した「病気療養児の教育について（通知）」を発出して、①入院中の病気療養児の実態の把握、②適切な教育措置の確保、③病気療養児の教育機関等の設置、④教職員の専門性の向上を全国の教育委員会に求めた。

2002（平成14）年に学校教育法施行令の一部改正では、医療等に要する期間の予見が困難になっていることに加えて、入院期間の短期化と入院の頻回化傾向がみられることを踏まえて、これまでの「6か月以上」の医療又は生活規制を必要とする程度の者を病弱者とする規定を改め、「継続して」医療又は生活規制を必要とする程度の者を病弱者と規定した。2013（平成25）年、文部科学省は、「病気療養児に対する教育の充実について（通知）」の通知を出し、小児がん拠点病院の指定により、市町村や都道府県を越えて小児がん拠点病院に入院する病気療養児の増加に伴い、転学及び区域外就学に係る手続の増加や短期間での頻繁な入退院の増加が予想されることなどを踏まえ、就学手続きの簡素化や先の「病気療養児の教育について（通知）」により提示した取組の徹底を求めた。そして、病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応について理解と教育対応に関して、病気療養児のための教育環境の整備を図ること、訪問教育やICT等を活用した指導の実施など

により、効果的な指導方法の工夫を行うこと等を明示した。

(2) 小学校・中学校等に在籍する病気のある児童生徒への教育に関して

2018年9月には、「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」が文部科学省から発出され、小・中学校や特別支援学校小学部・中学部等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合、指導要録上出席扱いとできることになった。

(3) 高等学校及び中等教育学校後期課程に在籍する病気のある生徒への教育に関して

2015年4月に学校教育法施行規則の一部改正によって、「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の制度化」と「疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校又は中等教育学校の後期課程を欠席すると認められる生徒等に対する特例の制定」が実施され、高等学校の全日制・定時制課程、特別支援学校高等部における遠隔教育を正規の授業として制度化された。このことにより、在籍する高等学校から離れた病院にある学校や病室において、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで高等学校の授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な同時双方向型の遠隔授業が制度化された。この場合、メディア利用による単位修得は、高等学校及び中等教育学校の後期課程の全課程の修了要件である74単位のうち36単位を上限とした。疾病による療養する高校生を対象とする遠隔授業は、制度開始当初、受信側の病室等に当該高等学校等の教員が立ち合う必要があった。しかし、2019年11月に、教員の配置は必ずしも要しないと実施のための条件が緩和された。なお、その場合には、当該高等学校等と保護者が連携・協力し、生徒の病状を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすることが求められている。

そして、2020年5月には、メディアを利用して行う授業により修得する単位数は、高等学校及び中等教育学校の後期課程の全課程の修了要件である74単位のうち、36単位を超えないものとされていたものが、病気療養中の生徒であって、相当の期間学校を欠席すると認められるものが当該授業により修得する単位についてはこの限りでない、との通知によって修得単位数の上限が撤廃された。

7. 考察

文部省（1994）「病気療養児の教育について（通知）」、文部科学省（2013）「病気療養児の教育の充実について（通知）」が発出され、病気のある児童生徒を対象とする病弱教育を確実に展開することを国は求めている。しかしながら、長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査（文部科学省、2014）によると、長期入院（年間延べ30課業日以上）した児童生徒への在籍校が行う学習指導は、小・中学校において、約半数の児童生徒に在籍校による学習指導が行われていないこと、高等学校において、7割の生徒には在籍校による学習指導が行われていないことから、小学生、中学生、高校生等が病気療養を必要とする状況になると、憲法第26条に掲げる「ひとしく教育を受ける権利」が保障されていないことが明らかとなっている。2014年の児童福祉法の一部を改正する法律案成立に際し、参議院で付された付帯決議には、「長期入院児童等に対する学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保や精神的ケア及び就労支援の一層の充実など、社会参加のための施策に係る措置を早急かつ確実に講じること。」と、教育に特化した文言がある。現在の義務教育制度は、自治体が住所を有する学齢児童生徒のための学校を設置し、指定された学校に学齢児童生徒が通学することによって、教育を受けることができる仕組みである。病気療養を必要とする児童生徒は、入院療養や自宅療養等によって、住所を有する学齢児童生徒のために設置された学校には通学することができなくなる。

入院療養する児童生徒の教育の機会を確保するために、病院に特別支援学校（病弱）や小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級を設置している。しかしながら、それぞれの学校が編成している教育課程によって、入院療養している児童生徒の病状や学習状況に適した教育活動が十分に確保されているとはいえない現状がある（滝川、2016）。また、感染症予防等のため自宅療養している児童生徒は、在籍している学校には物理的に通学することはできない。先に述べたように高校生が入院療養する状況になると、それまでの学業を継続することは極めて難しくなる。

そこで文部科学省は、病気療養する児童生徒の教育機会の確保のために、2015年以降、矢継ぎ早にICT活用による遠隔教育を行うことによって、指導要録上の出席扱いとしたり、単位習得を認めたりする通知を発出している。このことによって、病気療養を必要とする児童生徒が、在籍する小学校、中学校、高等学校への通学が困難な状況になった際、学校をやむを得ず欠席するのではなく、病室や自宅に居ながらにして遠隔授業によって教育の機会が保障される教育制度が整ったといえる。これらの教育制度改正を、迅速に病気療養する児童生徒の教育保障のために運用するには、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、そして児童生徒が在籍する小学校、中学校、高等学校等が従来の教育活動の在り方を変える必要がある。制度は整っても、運用面での課題が極めて大きいのが実態である。

そこで、2017年の学習指導要領改訂の根底にある学習科学の成果を踏まえた学習環境デザインの考え方によって、病気療養する児童生徒への十分な教育を提供するための「活動」、「空間」、「共同体」、「人工物」を検討して、病気療養する児童生徒のための教育課程を編成・実施することが、これからの病弱教育には必要であろう。

三宅他（2002）は、学習科学の特徴の一つとして、最新のコンピューターやネットワーク環境を最大限に利用しようとすることを挙げている。例えば、病院にある学校の少人数教室同士

がインターネットを活用した遠隔授業を行うことによって、複数の教師と複数の児童生徒がネット上の空間でお互いの顔を見ながら、声を聞きながら、共に教育活動を繰り広げることが可能となる。また、病室から出ることができない治療を行っている高校生が、在籍する高等学校の教室に設置したテレプレゼンスロボットをインターネット経由で遠隔操作しながら能動的に授業に病室から参加することも可能である。教育関係者同士、教育関係者と医療関係者・福祉関係者が連携し、ICT活用によって、新たな学習活動、空間、共同体を創り出すことが、病気療養する児童生徒の教育機会の確保には不可欠である。

2019年に出現したCOVID-19によって、日本でも2020年3月の学校一斉休業が行われ、その後、全国の教育関係者の創意工夫によって、ICT活用による教育活動が展開されている。また、2019年12月には、閣議決定された令和元年度補正予算案において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれ、その後のCOVID-19対策も相まって、急速に学校教育のICT化が全国的に進んでいる。このことは、病気療養する児童生徒の教育保障のためのICT活用を、教育関係者が抵抗感を抱くことなく、具現化するための大きな契機になるものと期待するとともに、ICTが学習環境をデザインするためには欠かせない「人工物」になる必要がある。

今後は、病気療養児が在籍する特別支援学校(病弱)、小・中学校病弱・身体虚弱特別支援学校等の教育課程や授業について、学習環境デザイ

ンの視点から実態把握することによって、病気療養する児童生徒のための有効な学習支援システムについて検討する必要がある。

文献

- 細川太輔 (2015) 学習環境デザイン論における学びの姿, 教材学研究, 26, 113-120.
- 加藤浩・鈴木栄幸 (2001) 認知的道具のデザイン, 金子書房.
- 三宅なほみ・三宅芳雄・白水始 (2002) 学習科学と認知科学, 認知科学, 9 (3), 328-337.
- 文部科学省 (2017) 文部科学省説明資料, 令和元年度地方協議会等説明資料「新学習指導要領の全面実施と学習評価の改善について」(小・中学校).
- 森敏昭 (2016) 学習科学から教科教育への提言, 日本教科教育学会誌, 38 (4), 89-95.
- 無藤隆 (2019) 新学習指導要領に教育心理学はどう活かされたか—中央教育審議会の議論を追って—, 教育心理学年報, 58, 317-320.
- 大島純・大島律子 (2009) エビデンスに基づいた教育: 認知科学・学習科学からの展望, Cognitive Studies, 16 (3), 390-414.
- 大島純 (2016) 日本教育工学会 (監修), 大島純・益川弘如 (編集) 学びのデザイン: 学習科学 (教育工学選書II), ミネルヴァ書房.
- 西城卓也 (2012) 正統的周辺参加論と認知的徒弟制, 医学教育, 43 (4), 292-293.
- 滝川国芳 (2013) 日本の病弱・身体虚弱教育における教育情報の共有と活用に関する研究動向, 特殊教育学研究, 51 (4), 391-399.
- 滝川国芳 (2016) 厚生労働省指定小児がん拠点病院に設置されている学校種と教育課程の実態—特別支援学校(病弱)に焦点をあてて—, 東洋大学文学部紀要教育学科編, 42, 51-58.

付記

本研究はJSPS科学研究費20K03034の助成を受けたものです。